

# 京都府 教職教養

【1】次の文章は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）（令和3年1月26日 中央教育審議会）からの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

- これからの学校においては、子供が「（ ① ）」を進められるよう、教師が専門職としての知見を活用し、子供の実態に応じて、学習内容の確実な定着を図る観点や、その理解を深め、広げる学習を充実させる観点から、（ ② ）の充実・強化を図るとともに、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、（ ③ ）ことができるよう促していくことが求められる。
- その際、ICTの活用により、（ ④ ）（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を（ ⑤ ）・分析・利活用することや、教師の負担を軽減することが重要である。また、データの取扱いに関し、配慮すべき事項等を含めて専門的な検討を進めていくことも必要である。

|   | ①       | ②             | ③           | ④    | ⑤  |
|---|---------|---------------|-------------|------|----|
| ア | 個別最適な学び | スクール・ミッション    | 主体的に学習を調整する | 学習経過 | 管理 |
| イ | 個別最適な学び | スクール・ミッション    | 体系的に学習を行う   | 学習履歴 | 管理 |
| ウ | 個別最適な学び | カリキュラム・マネジメント | 主体的に学習を調整する | 学習履歴 | 蓄積 |
| エ | 持続可能な学び | スクール・ミッション    | 体系的に学習を行う   | 学習履歴 | 蓄積 |
| オ | 持続可能な学び | カリキュラム・マネジメント | 主体的に学習を調整する | 学習経過 | 管理 |

【2】次の文章は、学習指導要領の総則に示された体験活動に関する記述について、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に共通した部分の抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

児童\*<sup>1</sup>が（ ① ）の有限性や（ ② ）の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを（ ③ ）しながら理解することができるよう、各教科等\*<sup>2</sup>の特質に応じた体験活動を重視し、（ ④ ）と連携しつつ体系的・（ ⑤ ）に実施できるよう工夫すること。

\*1 中学校、高等学校及び特別支援学校高等部では「生徒」、特別支援学校小学部・中学部では「児童又は生徒」

\*2 高等学校では「各教科・科目等」、特別支援学校高等部では「各教科・科目等又は各教科等」

|   | ①  | ②  | ③  | ④       | ⑤   |
|---|----|----|----|---------|-----|
| ア | 生命 | 自然 | 実感 | 家庭や地域社会 | 継続的 |
| イ | 生命 | 自然 | 実感 | 自治体や企業  | 効果的 |
| ウ | 生命 | 自然 | 想像 | 家庭や地域社会 | 効果的 |
| エ | 自然 | 生命 | 想像 | 家庭や地域社会 | 継続的 |
| オ | 自然 | 生命 | 実感 | 自治体や企業  | 継続的 |

【3】次の文章は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）からの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

- 「協働的な学び」においては、集団の中で個が埋没してしまうことがないよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた（ ① ）につなげ、子供一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出していくようにすることが大切である。「協働的な学び」において、同じ空間で時間を共にすることで、お互いの感性や考え方等に触れ刺激し合うことの重要性について改めて認識する必要がある。人間同士の（ ② ）は社会を形成していく上で不可欠であり、（ ③ ）を一体的に育むためには、教師と子供の関わり合いや子供同士の関わり合い、（ ④ ）を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動、専門家との交流など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達する Society 5.0 時代にこそ一層高まるものである。
- また、「協働的な学び」は、同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや他の学校の子供との学び合いなども含むものである。（ ③ ）を一体で育む「日本型学校教育」のよさを生かし、学校行事や児童会（生徒会）活動等を含め学校における様々な活動の中で異学年間の交流の機会を充実することで、子供が自らのこれまでの成長を振り返り、将来への展望を培うとともに、（ ⑤ ）を育むなどの取組も大切である。

|   | ①    | ②         | ③           | ④        | ⑤       |
|---|------|-----------|-------------|----------|---------|
| ア | 授業改善 | リアルな関係づくり | 思考力・判断力・表現力 | 自己認識     | 職業観・勤労観 |
| イ | 授業改善 | リアルな関係づくり | 知・徳・体       | 自分の感覚や行為 | 自己肯定感   |
| ウ | 授業改善 | 積極的な意見交流  | 知・徳・体       | 自己認識     | 職業観・勤労観 |
| エ | 生徒理解 | リアルな関係づくり | 思考力・判断力・表現力 | 自己認識     | 自己肯定感   |
| オ | 生徒理解 | 積極的な意見交流  | 思考力・判断力・表現力 | 自分の感覚や行為 | 自己肯定感   |

【4】次の①～⑤の文は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）の「校則の運用・見直し」の内容について述べたものである。内容が正しければ○、誤っていれば×とすると、○×を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

- ① 児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものである。
- ② 校則の在り方は、特に法令上は規定されていない。
- ③ 校則の制定に当たっては、少数派の意見を採用することなく、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することが必要である。
- ④ 校則の内容については、外部の人間が参照できることは好ましくないので、学校のホームページ等で公開してはいけない。
- ⑤ 児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられる。

|   | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| ア | ○ | × | × | ○ | ○ |
| イ | × | × | ○ | × | ○ |
| ウ | ○ | × | ○ | × | × |
| エ | × | ○ | × | ○ | × |
| オ | ○ | ○ | × | × | ○ |

【5】 次の①～⑤の文章は、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」（令和4年6月）の「不登校傾向のある児童生徒の早期発見及び支援ニーズの適切な把握」の内容について述べたものである。内容が正しければ○、誤っていれば×とすると、○×を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

- ① 不登校の背景や要因が多岐に渡る中、予兆を含め学校に行きづらい等初期の段階で不登校傾向の児童生徒に気付く、適切に支援していくことは、その後の学習の遅れや生活の乱れ等を回避し、児童生徒の学ぶ機会の保障や将来の社会的自立にもつながる。
- ② 児童生徒が安心して過ごせるためには、学校生活だけでなく家庭生活も重要な要素であり、例えば児童虐待やヤングケアラー等児童生徒の生活面に社会的課題がある場合では、学校とスクールカウンセラーが連携して課題を抱える児童生徒を把握し関係機関と連携するなど、安定した生活が送れ、生計が保障されるよう環境調整を行う役割が求められている。
- ③ 実態調査によると、低学年の時期に不登校になった児童生徒は、自ら支援を求める意識がより低いため、積極的な把握が求められる。そのためには、個々の児童生徒の状況や支援ニーズについて、児童生徒の日頃の状況を良く把握している学級担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談担当教諭等とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が連携し、学校や児童生徒への的確なアセスメント（見立て）を行い、職員会議等において支援の在り方を検討するなど、効果的な教職員体制の構築が重要である。
- ④ ネットゲーム等による生活習慣の乱れが不登校の前後を通じて児童生徒に与える影響等についても調査研究を実施する等、アセスメントを後押しするような知見の蓄積も必要である。
- ⑤ 低学年の不登校児童生徒への支援については、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼児教育施設」という。）における幼児教育から小学校教育との円滑な接続が重要である。子どもの発達や学びが連続するよう、幼児教育施設と小学校の教職員が教育課程編成・指導計画作成等を工夫するとともに、子どもが抱えている課題、学習や生活で感じている困難さについて早期に把握し、支援につなげていく必要がある。

|   | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| ア | ○ | ○ | × | × | × |
| イ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| ウ | ○ | × | × | ○ | ○ |
| エ | × | ○ | × | × | ○ |
| オ | ○ | × | ○ | × | × |

【6】次の文章は、「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成26年10月21日 中央教育審議会）からの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ④ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

なお、道徳教育をめぐるのは、児童生徒に（ ① ）を押し付けようとするものではないかなどの批判が一部にある。しかしながら、道徳教育の本来の使命に鑑みれば、（ ① ）を押し付けたり、（ ② ）と言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。むしろ、（ ③ ）の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を（ ④ ）こそ道徳教育で養うべき基本的資質であると考えられる。

|   | ①      | ②         | ③      | ④       |
|---|--------|-----------|--------|---------|
| ア | 多様な価値観 | 自らの意見をもたず | 特定の価値観 | 考え続ける姿勢 |
| イ | 多様な価値観 | 主体性をもたず   | 特定の価値観 | 解決する力   |
| ウ | 特定の価値観 | 自らの意見をもたず | 多様な価値観 | 解決する力   |
| エ | 特定の価値観 | 主体性をもたず   | 多様な価値観 | 考え続ける姿勢 |
| オ | 特定の価値観 | 主体性をもたず   | 多様な価値観 | 解決する力   |

【7】次の文章は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月 文部科学省）からの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ④ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「（ ① ）」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「（ ① ）」の形成に向けた（ ② ）構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。

（ ② ）の構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している（ ③ ）をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、（ ④ ）を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

|   | ①    | ②             | ③      | ④     |
|---|------|---------------|--------|-------|
| ア | 共生社会 | インクルーシブ教育システム | 実感・達成感 | 生きる力  |
| イ | 共生社会 | インクルーシブ教育システム | 自己肯定感  | 自ら学ぶ力 |
| ウ | 共生社会 | 合理的配慮体制       | 実感・達成感 | 自ら学ぶ力 |
| エ | 協働社会 | インクルーシブ教育システム | 実感・達成感 | 自ら学ぶ力 |
| オ | 協働社会 | 合理的配慮体制       | 自己肯定感  | 生きる力  |

【8】次の文章は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月）からの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

○ 特別支援学級や（ ① ）の担当教師には、通常教育課程に基づく指導の専門性を基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、（ ② ）教育課程の編成方法や、（ ③ ）と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、（ ④ ）を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められる。

特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を（ ⑤ ）実践力が求められる。

|   | ①       | ②   | ③         | ④    | ⑤       |
|---|---------|-----|-----------|------|---------|
| ア | 通級による指導 | 特別な | 個別の学習支援計画 | 特別活動 | 個別に指導する |
| イ | 通級による指導 | 特別な | 個別の教育支援計画 | 自立活動 | 同時に指導する |
| ウ | 通級による指導 | 柔軟な | 個別の教育支援計画 | 特別活動 | 個別に指導する |
| エ | 個別指導    | 特別な | 個別の教育支援計画 | 特別活動 | 個別に指導する |
| オ | 個別指導    | 柔軟な | 個別の学習支援計画 | 自立活動 | 同時に指導する |



【9】次の文章は、「第2期 京都府教育振興プラン」（令和3年3月 京都府教育委員会）推進方策2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重 (6)人権教育の推進 からの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

- 1 学校教育や社会教育において、教育活動全体及び生涯の（ ① ）に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にした教育の推進を図ります。また、人権教育推進のための基本的取組方針や重点的取組事項を毎年度策定します。
- 2 すべての学校（園）において、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）など様々な人権問題に関する学習及び（ ② ）を尊重する学習を充実し、あらゆる人権問題の解決に向けた実践的な行動力を育成するために、教材の開発や指導方法の工夫改善を推進します。
- 3 教職員自らが人権教育推進の担い手としての自覚を高め、（ ③ ）の進展や社会情勢の変化に伴って多様化・複雑化する人権問題についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに、人権教育に関する実践力・（ ④ ）を向上させるための研修を充実します。
- 4 人権教育の指導者として様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、（ ⑤ ）の実態に即した人権学習の工夫改善に取り組めるよう、社会教育関係者等の学習の機会を充実します。

|   | ①      | ②   | ③   | ④   | ⑤  |
|---|--------|-----|-----|-----|----|
| ア | ある機会   | 多様性 | 国際化 | 応用力 | 地域 |
| イ | ある機会   | 個性  | 情報化 | 指導力 | 学校 |
| ウ | あらゆる機会 | 個性  | 情報化 | 応用力 | 学校 |
| エ | あらゆる機会 | 個性  | 国際化 | 指導力 | 地域 |
| オ | あらゆる機会 | 多様性 | 情報化 | 指導力 | 地域 |

【10】次の文章は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）（令和3年1月26日 中央教育審議会）からの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

○ また、キャリア教育の充実に当たっては、（ ① ）を通じ、各教科等での指導を含む学校教育全体でその実践を行いつつ、総合的な学習の時間において教科等を（ ② ）して自ら学習テーマを設定し探究する活動や、特別活動において自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくことが求められる。この中で、（ ③ ）等も活用し、児童生徒が自覚するまでに至っていない成長や変容に気付いて指摘したり、一人一人が自らの成長を（ ④ ）に認識できるように働きかけたりするなど、教師が（ ⑤ ）な関わりを持ち相互作用の中でキャリアを創り上げていくことが不可欠である。

|   | ①           | ②  | ③            | ④   | ⑤   |
|---|-------------|----|--------------|-----|-----|
| ア | 幼稚園から中学校まで  | 横断 | キャリア・コンサルタント | 客観的 | 対話的 |
| イ | 幼稚園から中学校まで  | 選択 | キャリア・パスポート   | 肯定的 | 誘導的 |
| ウ | 小学校から高等学校まで | 横断 | キャリア・コンサルタント | 客観的 | 誘導的 |
| エ | 小学校から高等学校まで | 横断 | キャリア・パスポート   | 肯定的 | 対話的 |
| オ | 小学校から高等学校まで | 選択 | キャリア・パスポート   | 客観的 | 対話的 |

【11】 次の①～⑤の言葉をのこした人物を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

- ① 人間は教育によってはじめて人間になることができる。
- ② 人間は環境の子である。
- ③ 教育が果たすべき機能は、完全な生活へわれわれを準備していくことである。
- ④ 人間はただ人間的な社会においてのみ人間となる。
- ⑤ われわれの教育は、自己教育を可能にし、感覚の組織的教育を可能にする。

|   | ①    | ②    | ③     | ④    | ⑤       |
|---|------|------|-------|------|---------|
| ア | オーエン | カント  | スペンサー | ナトルプ | ヘルバルト   |
| イ | オーエン | カント  | スペンサー | ロック  | モンテッソーリ |
| ウ | オーエン | カント  | ルソー   | ナトルプ | モンテッソーリ |
| エ | カント  | オーエン | スペンサー | ナトルプ | モンテッソーリ |
| オ | カント  | オーエン | ルソー   | ロック  | ヘルバルト   |

【12】学習される行動について、「行動の分類」、「学習の説明」、「主な研究者」を正しく組み合わせているものはどれか、次のア～オから1つ選びなさい。

|   | 行動の分類   | 学習の説明                              | 主な研究者 |
|---|---------|------------------------------------|-------|
| ア | オペラント行動 | 生き物が自発する行動が学習される。                  | パヴロフ  |
| イ | レスポンド行動 | 環境からの刺激を受けて生じる、無意識的、不随意的な行動が学習される。 | スキナー  |
| ウ | オペラント行動 | 環境からの刺激を受けて生じる、無意識的、不随意的な行動が学習される。 | スキナー  |
| エ | レスポンド行動 | 生き物が自発する行動が学習される。                  | パヴロフ  |
| オ | オペラント行動 | 生き物が自発する行動が学習される。                  | スキナー  |

【13】下の①～⑤の文は、エリクソンの発達理論について述べたものである。内容が正しければ○、誤っていれば×とすると、○×を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選りなさい。

- ① 青年期は、発達課題である「自我同一性」を獲得するために、社会的な義務や責任を猶予されている準備期間（モラトリアム）であるといえる。
- ② 「同一性拡散」のあらわれとして、対人的関わりの失調（いわゆる対人不安）、否定的同一性の選択（いわゆる非行）、選択の回避と麻痺（いわゆるアパシー）などがある。
- ③ 「自律性」は、遊びを中心にして、自分で何かを解決したりいろいろな遊びに挑戦したりする、就学前期に身につく発達課題である。
- ④ 乳児期の赤ん坊は、母親から安定した養育を受けた経験を通して、「親密性」を身につけるが、それがうまくいかなかった場合「孤独」の危機に陥る。
- ⑤ 学童期は学校教育を受けるようになり、それを通して「勤勉性」を身につける時期である。しかし、失敗体験も多くなり、「劣等感」を形成しやすい時期でもある。

|   | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| ア | ○ | ○ | × | × | ○ |
| イ | × | ○ | ○ | × | × |
| ウ | ○ | × | × | ○ | × |
| エ | × | × | ○ | × | ○ |
| オ | ○ | ○ | × | ○ | × |

【14】次の①～⑤の文は、それぞれある法規の条文である。法規の名称を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

- ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ② 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
- ③ この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- ④ 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。
- ⑤ すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

|   | ①     | ②     | ③     | ④       | ⑤                   |
|---|-------|-------|-------|---------|---------------------|
| ア | 日本国憲法 | 教育基本法 | 学校教育法 | 健康増進法   | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 |
| イ | 日本国憲法 | 教育基本法 | 学校教育法 | 学校保健安全法 | 地方公務員法              |
| ウ | 日本国憲法 | 学校教育法 | 教育基本法 | 健康増進法   | 地方公務員法              |
| エ | 民法    | 教育基本法 | 学校教育法 | 学校保健安全法 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 |
| オ | 民法    | 学校教育法 | 教育基本法 | 健康増進法   | 地方公務員法              |

【15】次の文章は、「教育再生実行会議第十二次提言～ポストコロナ期における新たな学びの在り方について～」(令和3年6月3日)からの抜粋である。文章中の空欄( ① )～( ⑤ )に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

教育再生実行会議では、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、こうした課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもある( ① )の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。この幸せとは、経済的な豊かさだけでなく、( ② )な豊かさ( ③ )も含まれ、このような幸せが実現される社会は、多様性と( ④ )のある持続可能な社会でもあります。こうした社会を実現していくためには、一人一人が自分の身近なことから他者のことや社会の様々な問題に至るまで関心を寄せ、社会を構成する当事者として、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができるようになることが大切です。こうした個人を育むためには、我が国の教育を( ⑤ )主体の視点に転換していく必要があります。

|   | ①                     | ②   | ③  | ④   | ⑤   |
|---|-----------------------|-----|----|-----|-----|
| ア | ウェルビーイング (Well-being) | 精神的 | 健康 | 包摂性 | 学習者 |
| イ | ニューノーマル (New Normal)  | 精神的 | 平和 | 包摂性 | 学校  |
| ウ | ウェルビーイング (Well-being) | 文化的 | 平和 | 包摂性 | 学校  |
| エ | ニューノーマル (New Normal)  | 文化的 | 健康 | 機能性 | 学習者 |
| オ | ウェルビーイング (Well-being) | 精神的 | 平和 | 機能性 | 学習者 |

【16】次の文章は、文部科学省の「学校と地域でつくる学びの未来」ウェブサイトからの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

コミュニティ・スクール（（ ① ）制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

法律（地教行法第47条の5）に基づいて（ ② ）が学校に設置する（ ① ）には、主な役割として、

- （ ③ ）が作成する学校運営の基本方針を（ ④ ）する
  - 学校運営に関する意見を（ ② ）又は（ ③ ）に述べるができる
  - 教職員の（ ⑤ ）に関して、（ ② ）規則に定める事項について、（ ② ）に意見を述べるができる
- の3つがあります。

|   | ①          | ②     | ③     | ④  | ⑤  |
|---|------------|-------|-------|----|----|
| ア | 学校関係者評価委員会 | 教育委員会 | 校長    | 閲覧 | 任用 |
| イ | 学校関係者評価委員会 | 教育委員会 | 校長    | 承認 | 業務 |
| ウ | 学校関係者評価委員会 | 校長    | 教育委員会 | 閲覧 | 任用 |
| エ | 学校運営協議会    | 教育委員会 | 校長    | 承認 | 任用 |
| オ | 学校運営協議会    | 校長    | 教育委員会 | 承認 | 業務 |



【17】次の文章は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日 中央教育審議会）からの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

- （ ① ）を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、（ ② ）歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な（ ③ ）の充実を図ることが求められている。
- また、（ ③ ）については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけではなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（（ ④ ）等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となる。
- こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である。これらの力を教科横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。
- これらの力を育んでいくためには、発達段階に応じて、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題の解決を視野に入れ、学校の（ ⑤ ）を確保しつつ、例えば、小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱っていくことが求められる。

|   | ①       | ②  | ③      | ④   | ⑤       |
|---|---------|----|--------|-----|---------|
| ア | 議会制民主主義 | 16 | 主権者教育  | 消費者 | 教科等指導時間 |
| イ | 議会制民主主義 | 18 | キャリア教育 | 労働者 | 教科等指導時間 |
| ウ | 議会制民主主義 | 18 | 主権者教育  | 消費者 | 政治的中立性  |
| エ | 直接民主主義  | 16 | キャリア教育 | 消費者 | 政治的中立性  |
| オ | 直接民主主義  | 18 | 主権者教育  | 労働者 | 教科等指導時間 |

【18】次の文章は、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日 中央教育審議会）からの抜粋である。文章中の空欄（ ① ）～（ ④ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

A I やロボティクス、ビッグデータ、I o T といった技術が発展したSociety 5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、（ ① ）の向上は一層重要である。時代が今後どのようなものになっていくのかは予測困難であるが、様々な分野で発生する予測のできない非連続的な変化が予想される。教師や学校は、こうした社会の変化に背を向けるのではなく、前向きに受け止めていくことが必要である。

一方、過去の国際的な比較では、児童生徒に課題や学習での活動にI C Tを活用させている教師の割合が低いとの結果が示されている。「（ ② ）考える必要がある課題を与える」「（ ③ ）課題を提示する」といった指導実践を行っている教師の割合も、他国に比べ著しく低い。

子供たちについても、数学や科学に関するリテラシーは引き続き世界トップレベルである一方、言語能力や情報活用能力、デジタル時代における情報への対応などの課題があり、子供たちの（ ④ ）の使用について、我が国では、学校よりも家庭が先行し、「遊び」に多く使う一方「学び」には使わない傾向が明らかになっていた。

|   | ①        | ②    | ③             | ④        |
|---|----------|------|---------------|----------|
| ア | データリテラシー | 協働して | 明らかな解決法が存在しない | インターネット  |
| イ | データ分析能力  | 協働して | 明らかな解決法が存在しない | デジタルデバイス |
| ウ | データリテラシー | 協働して | 論理的な思考を要する    | インターネット  |
| エ | データ分析能力  | 批判的に | 論理的な思考を要する    | デジタルデバイス |
| オ | データリテラシー | 批判的に | 明らかな解決法が存在しない | デジタルデバイス |

【19】次の表は、「第2期 京都府教育振興プラン」（令和3年3月 京都府教育委員会）からの抜粋である。表中の空欄（ ① ）～（ ⑤ ）に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

|             |                              |                                                                                                                                                      |
|-------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 京都府の教育の基本理念 | 目指す人間像                       | めまぐるしく（ ① ）していく社会において、<br>（ ① ）を前向きにとらえて（ ② ）に行動し、<br>よりよい社会と（ ③ ）な人生を創り出せる人                                                                         |
|             | はぐくみたい力                      | （ ② ）に学び考える力<br>（ ④ ）人とつながる力<br>新たな価値を生み出す力                                                                                                          |
|             | 教育に関わる<br>すべての者が<br>大切にしたい思い | すべての子どもを愛情と信頼と期待とで包み込んでいくこと、<br>すべての子どもが【包み込まれているという感覚】を<br>土台にして【（ ⑤ ）】をはぐくむことができるように、<br>学校で、家庭で、地域で、教育に関わるすべての京都の人々が、<br>等しくこの想いを胸に、子どもたちに接していくこと |

|   | ①  | ②   | ③  | ④    | ⑤     |
|---|----|-----|----|------|-------|
| ア | 変化 | 主体的 | 健全 | すべての | 確かな学力 |
| イ | 変化 | 主体的 | 幸福 | 多様な  | 自己肯定感 |
| ウ | 変化 | 自主的 | 幸福 | すべての | 確かな学力 |
| エ | 進化 | 主体的 | 健全 | 多様な  | 自己肯定感 |
| オ | 進化 | 自主的 | 幸福 | 多様な  | 確かな学力 |

【20】次の文章は、「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会の実現を目指す～」(令和2年3月 京都府)Ⅱ 計画の基本理念と基本的視点 2 基本的視点 からの抜粋である。文章中の空欄( ① )～( ⑤ )に当てはまる語句を正しく組み合わせているものはどれか、下のア～オから1つ選びなさい。

- すべての子どもが生まれ育つ( ① )に左右されることなく、子どもの最善の利益が優先され、社会の担い手として活躍できるよう総合的に推進
- 義務教育を終えた後の( ② )自立のできていない若者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもに対する( ② )自立に向けた総合的な取組を推進
- 貧困の世代を超えた連鎖を断ち切り、子どもが健やかに育つ社会を確保するために、( ③ )に困難な家庭に対する包括的支援の推進
- 学校を子どもの貧困対策の( ④ )と位置づけるとともに、妊娠、出産期から( ② )自立まで、子どもの成長・発達段階に応じた、切れ目のない支援体制を構築
- 府・市町村はもとより、保育所・認定こども園・幼稚園、学校、企業、施設、NPO等地域団体、ボランティアなどが連携・協働し、子どもの貧困対策を( ⑤ )の取組として推進

|   | ①  | ②   | ③   | ④        | ⑤      |
|---|----|-----|-----|----------|--------|
| ア | 環境 | 社会的 | 経済的 | ステーション   | 教育機関全体 |
| イ | 地域 | 経済的 | 社会的 | プラットフォーム | 社会全体   |
| ウ | 環境 | 社会的 | 経済的 | プラットフォーム | 社会全体   |
| エ | 地域 | 社会的 | 経済的 | ステーション   | 社会全体   |
| オ | 環境 | 経済的 | 社会的 | ステーション   | 教育機関全体 |

### 【正答番号一覧】

| 問題番号 | 正答番号 |
|------|------|
| 【1】  | ウ    |
| 【2】  | ア    |
| 【3】  | イ    |
| 【4】  | オ    |
| 【5】  | ウ    |
| 【6】  | エ    |
| 【7】  | ア    |
| 【8】  | イ    |
| 【9】  | オ    |
| 【10】 | エ    |
| 【11】 | エ    |
| 【12】 | オ    |
| 【13】 | ア    |
| 【14】 | イ    |
| 【15】 | ア    |
| 【16】 | エ    |
| 【17】 | ウ    |
| 【18】 | オ    |
| 【19】 | イ    |
| 【20】 | ウ    |

# 京都府 論文試験

## ◇課題文

京都府教育委員会では、「第2期京都府教育振興プラン」において、「多様な他者と関わり対話を通じて学びあうという学校の営みを大切にしながら、これからの学びを支えるICTや先端技術を効果的に活用し、時代の変化に応じた教育を行わなければなりません」と示しています。

この「多様な他者と関わり対話を通じて学びあうという学校の営み」を大切にするとした理由や背景について、あなたの考えを述べなさい。また、そうした理由や背景を踏まえて、「時代の変化に応じた教育」をあなたはどのように実践していきたいと考えますか、具体的に述べなさい。（40分 B4横30行）

## 【評価の観点】

- ① 「多様な他者と関わり対話を通じて学びあうという学校の営み」を大切にするとした理由や背景について、自分の考えが述べられているか。
- ② そうした理由や背景を踏まえて、自身が考える「時代の変化に応じた教育」実践について具体的に述べられているか。

## ◇採点基準

- A：①・②とも概ね満足できる。  
B：①・②のうちいずれかが不十分である。  
C：①・②ともに満足できるとはいえない。

書いている量が著しく少ない。

文章が完結していない。

誤字・脱字が目立つ。

文がつながっていない。

文章表現上著しく不十分（不適切）である。

## 京都市 教職教養

---

【1】次の文は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の抜粋である。下線部の内容が誤っているものの組合せはどれか、①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

ア 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

イ 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

ウ 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、傷害を加えることはできない。

エ 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

オ この法律で、学校とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

- ① イ、エ    ② ア、ウ    ③ イ、ウ    ④ ウ、オ    ⑤ ア、オ

【2】次の文は、教育基本法（平成18年法律案第120号）の抜粋である。文中の（ア）～（オ）に当てはまる語句の正しい組合せを、①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

- 教育は、（ア）を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
- 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
  - 一 幅広い（イ）を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
  - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
  - 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、（ウ）の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
  - 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
  - 五 （エ）を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた（オ）を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- |   |            |         |      |         |
|---|------------|---------|------|---------|
| ① | ア 社会の発展    | イ 視点    | ウ 博愛 | エ 協調性   |
|   | オ 教育を受ける機会 |         |      |         |
| ② | ア 人格の完成    | イ 知識と教養 | ウ 公共 | エ 伝統と文化 |
|   | オ 教育を受ける機会 |         |      |         |
| ③ | ア 生きる力の育成  | イ 視点    | ウ 奉仕 | エ 国民性   |
|   | オ 学問の自由    |         |      |         |
| ④ | ア 人格の完成    | イ 知識と教養 | ウ 公共 | エ 国民性   |
|   | オ 学問の自由    |         |      |         |
| ⑤ | ア 社会の発展    | イ 知識と教養 | ウ 博愛 | エ 伝統と文化 |
|   | オ 教育を受ける機会 |         |      |         |



【3】次の文の（ ア ）～（ エ ）に当てはまる語句について、正しい組合せはどれか、①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

令和3年1月に中央教育審議会（中教審）から出された『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」という答申では、「一人一人の児童生徒が、（ ア ）や可能性を認識するとともに、あらゆる他者を（ イ ）として尊重し、多様な人々と（ ウ ）しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、（ エ ）の創り手となることができるよう」、その資質・能力を育成することが求められている。

- |   |   |       |   |         |   |    |   |         |
|---|---|-------|---|---------|---|----|---|---------|
| ① | ア | 自分のよさ | イ | 価値のある存在 | ウ | 協働 | エ | 持続可能な社会 |
| ② | ア | 自分のよさ | イ | 価値のある存在 | ウ | 協働 | エ | 明るい未来   |
| ③ | ア | 自分のよさ | イ | 認め合える存在 | ウ | 連携 | エ | 持続可能な社会 |
| ④ | ア | 社会のよさ | イ | 認め合える存在 | ウ | 協働 | エ | 持続可能な社会 |
| ⑤ | ア | 社会のよさ | イ | 価値のある存在 | ウ | 連携 | エ | 明るい未来   |

【4】次の文の（ ア ）～（ オ ）に当てはまる語句について、正しい組合せはどれか、①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、本来受けるべき教育を受けられなかったり、自身がやりたいことができなかったりする子どもたちのことを（ ア ）という。その支援策として国は（ イ ）、（ ウ ）、（ エ ）、（ オ ）の以上4つの支援策を提示した。

- |   |   |           |   |      |   |       |   |        |
|---|---|-----------|---|------|---|-------|---|--------|
| ① | ア | ヤングケアラー   | イ | 早期把握 | ウ | 相談支援  | エ | 家事育児支援 |
|   | オ | 介護サービスの提供 |   |      |   |       |   |        |
| ② | ア | ヤングケアラー   | イ | 早期把握 | ウ | 保護者指導 | エ | 家事育児支援 |
|   | オ | 介護サービスの提供 |   |      |   |       |   |        |
| ③ | ア | ヤングケアラー   | イ | 実数把握 | ウ | 相談支援  | エ | 食料支援   |
|   | オ | 教育支援      |   |      |   |       |   |        |
| ④ | ア | ガスライティング  | イ | 実数把握 | ウ | 相談支援  | エ | 家事育児支援 |
|   | オ | 介護サービスの提供 |   |      |   |       |   |        |
| ⑤ | ア | ガスライティング  | イ | 早期把握 | ウ | 保護者指導 | エ | 食料支援   |
|   | オ | 教育支援      |   |      |   |       |   |        |

【5】次の文の（ ア ）～（ オ ）に当てはまる語句について、正しい組合せはどれか、①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

ルソーの教育思想を受け継ぎ、自分の教育理念を形成したスイスの教育家である（ ア ）は、その生涯において理想の教育のあり方を思索し、直接的に子どもを教育した。彼が示した「人間教育」についての思想は、著書である（ イ ）において、知識教育である（ ウ ）や身体的教育である（ エ ）を経て、心情的教育である（ オ ）をもって完成されると記述されている。

- |   |   |          |   |               |   |      |
|---|---|----------|---|---------------|---|------|
| ① | ア | ペスタロッチ   | イ | 『ゲルトルート児童教育法』 | ウ | 知的教育 |
|   | エ | 技術的教育    | オ | 道徳教育          |   |      |
| ② | ア | ペスタロッチ   | イ | 『ゲルトルート児童教育法』 | ウ | 心理教育 |
|   | エ | 倫理教育     | オ | 情操教育          |   |      |
| ③ | ア | ヘルバルト    | イ | 『一般教育学』       | ウ | 心理教育 |
|   | エ | 倫理教育     | オ | 家庭教育          |   |      |
| ④ | ア | ヘルバルト    | イ | 『ドルトンプラン教育』   | ウ | 知的教育 |
|   | エ | 技術的教育    | オ | 道徳教育          |   |      |
| ⑤ | ア | ヘレン・パーカー | イ | 『ドルトンプラン教育』   | ウ | 知的教育 |
|   | エ | 技術的教育    | オ | 情操教育          |   |      |

【6】次の文は、「人権教育の指導方等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」（令和3年3月）からの抜粋である。（ア）～（ウ）に当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか、①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

第三次とりまとめでは、人権教育を通じて育てたい資質・能力について、（ア）側面、価値的・態度的側面、技能的側面の3つの側面から捉えているが、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面と技能的側面については、児童生徒が自ら主体的に、学級の他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して初めて身に付くものとされている。人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「（イ）」を中核に置き、「協力的な学習」、「参加的な学習」、「（イ）的な学習」を行うことも示されている。こうした学習は「（ウ）」の実現に向けた授業改善にもつながるものであり、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育て、その結果、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動がとれるようになる。

- ① ア 資質的      イ 共感      ウ 資質・能力の育成
- ② ア 知識的      イ 体験      ウ 主体的・対話的で深い学び
- ③ ア 知識的      イ 創造      ウ 資質・能力の育成
- ④ ア 知識的      イ 共感      ウ 主体的・対話的で深い学び
- ⑤ ア 資質的      イ 体験      ウ 資質・能力の育成

【7】人権に関する次の文のうち、誤っているものはどれか。①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

- ① 児童の権利に関する条約では、「初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。」と定められている。
- ② 日本国憲法では、基本的人権として「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と定めている。
- ③ いじめの防止等のための基本的な方針（最終改訂平成29年3月）では、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、学校運営協議会の指導の下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。」としている。
- ④ 昭和23年12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択された。この宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではないが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものである。
- ⑤ 京都市における人権教育の目的は、「自ら進路を切り拓き、自立して生活することができるとともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成、すなわち『人権という普遍的文化』の担い手を育成すること」である。

【8】次の文は「ア 特別支援学校」「イ 特別支援学級」「ウ 通級による指導」「エ 通常の学級」のいずれかの教育課程の編成に関するものである。正しい組合せはどれか、①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

- a ここに在籍する障害のある子どもについては、その実態に応じ、指導内容や指導方法を工夫することとされている。
- b 障害に基づく種々の困難を改善・克服するために、「自立活動」という特別な指導領域が設けられている。また、子どもの障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっている。
- c 障害の状態に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場で行うことから、通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができるようになっている。
- d 基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われるが、子どもの実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できるようになっている。

- ① アー a      イー c      ウー b      エー d
- ② アー b      イー c      ウー a      エー d
- ③ アー d      イー b      ウー c      エー a
- ④ アー d      イー b      ウー a      エー c
- ⑤ アー b      イー d      ウー c      エー a

【9】下の図は、障害者に関するマークである。

「ア 聴覚障害者標識」「イ ハート・プラスマーク」に当てはまるマークの組合せはどれか。①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

| a                                                                                 | b                                                                                 | c                                                                                 | d                                                                                 | e                                                                                  | f                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |  |
| 青地に白                                                                              | 緑地に白                                                                              | 色は緑                                                                               | 黒地に白                                                                              | 青地で体は白、ハート・十字は赤                                                                    | 赤地に白                                                                                |

- ① アー a    イー d                      ② アー b    イー e                      ③ アー c    イー f  
 ④ アー c    イー e                      ⑤ アー b    イー f

【21】次の文は「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月初版）より抜粋した内容である。（ア）～（オ）に当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか、①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

事故等に児童生徒等が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から（ア）持続する場合を「急性ストレス障害（Acute Stress Disorder通称ASD）」といい、（ア）以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder通称PTSD）」といいます。そのため、事故等の発生直後から児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切です。なお、事故等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが（イ）してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の（ウ）か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切です。

また、被害児童生徒等の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し（エ）になることがあります。心のケアが必要になることがあります。被害児童生徒等にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切です。このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要です。

なお、心のケアが長期にわたって、必要になることがあるため、被害児童生徒等が進学や転校した場合においても心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、（オ）等の連携を十分に図っておくことも必要です。

- |   |   |     |   |     |   |     |   |    |   |          |
|---|---|-----|---|-----|---|-----|---|----|---|----------|
| ① | ア | 1週間 | イ | 常態化 | ウ | 4～6 | エ | 過敏 | オ | 学校間で引継ぎ  |
| ② | ア | 1か月 | イ | 常態化 | ウ | 4～6 | エ | 鈍感 | オ | 医療的ケアの実施 |
| ③ | ア | 1週間 | イ | 慢性化 | ウ | 2～3 | エ | 過敏 | オ | 学校間で引継ぎ  |
| ④ | ア | 1週間 | イ | 常態化 | ウ | 4～6 | エ | 過敏 | オ | 医療的ケアの実施 |
| ⑤ | ア | 1か月 | イ | 慢性化 | ウ | 2～3 | エ | 鈍感 | オ | 学校間で引継ぎ  |



【22】次の文は「学校給食法 第一章 総則 第二条 学校給食の目標」（平成29年法律第160号）より抜粋した内容である。（ア）～（オ）に当てはまる語句の組合せとして正しいものはどれか、①～⑤から一つ選んで番号で答えなさい。

【学校給食の目標】

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の（ア）を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、（イ）食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び（ウ）を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、（エ）を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた（オ）食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

- |   |   |      |   |     |   |       |   |        |   |      |
|---|---|------|---|-----|---|-------|---|--------|---|------|
| ① | ア | 自立   | イ | 適切な | ウ | 協同の精神 | エ | 生命及び自然 | オ | 伝統的な |
| ② | ア | 保持増進 | イ | 適切な | ウ | 協働の精神 | エ | 生命及び自然 | オ | 日本の  |
| ③ | ア | 保持増進 | イ | 健全な | ウ | 協働の精神 | エ | 生命及び自由 | オ | 伝統的な |
| ④ | ア | 自立   | イ | 適切な | ウ | 協同の精神 | エ | 生命及び自由 | オ | 日本の  |
| ⑤ | ア | 保持増進 | イ | 健全な | ウ | 協同の精神 | エ | 生命及び自然 | オ | 伝統的な |

### 【正答番号一覧】

| 問題番号 | 正答番号 |
|------|------|
| 【1】  | ④    |
| 【2】  | ②    |
| 【3】  | ①    |
| 【4】  | ①    |
| 【5】  | ①    |
| 【6】  | ②    |
| 【7】  | ③    |
| 【8】  | ⑤    |
| 【9】  | ②    |
| 【21】 | ⑤    |
| 【22】 | ⑤    |

※一般教養の問題は掲載略